



長野県報

7月27日(月)
平成27年
(2015年)
第2694号

目次

告示

保安林予定森林(森林づくり推進課) 1

公告

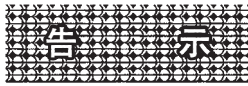
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課サービス産業振興室) 1

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課サービス産業振興室) 2

土地区画整理組合役員の就任の届出(都市・まちづくり課) 2

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(3件)(都市・まちづくり課) 3

土地改良区役員の就任の届出(農地整備課) 3



長野県告示第353号

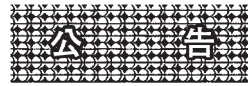
次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成27年7月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市鬼無里字袖牧川5248のロ、5250のイ、5250のロ
 - 2 指定の目的
雪崩の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年7月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
平安堂茅野店
茅野市本町西4604-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社グリーン企画
茅野市本町西5-23
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社平安堂
長野市南千歳1-15-3
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年3月3日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,312平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 62台
 - (2) 駐輪場の収容台数 6台
 - (3) 荷さばき施設の面積 30平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 9立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社平安堂	午前9時	午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 3か所 出口 3か所 合計 6か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前3時から午後9時まで

8 届出年月日

平成27年7月2日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成27年7月27日から平成27年11月27日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年7月27日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳶屋書店長野川中島店

長野市稲里町中央2-12-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社トップカルチャー

新潟県新潟市西区小針4-9-1

3 変更事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)トップカルチャー	午前10時	午前0時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)トップカルチャー	午前8時 土・日は午前7時	午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分～ 午前0時30分	午前7時30分～午前0時30分 土・日は午前6時30分～ 午前0時30分

4 変更年月日

平成27年7月8日

5 届出年月日

平成27年7月7日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成27年7月7日から平成27年11月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、塩尻市広丘駅東第二土地区画整理組合の役員について、次のとおり就任の届出がありました。

平成27年7月27日

長野県知事 阿部守一

氏名 住所

理事長	三村 忠	塩尻市大字広丘野村698番地イ号
副理事長	野村 尉	塩尻市大字広丘野村625番地イ
副理事長	大巾 正幸	塩尻市大字広丘野村2366番地1
理事	塩原 憲一	塩尻市大字広丘野村2307番地
理事	中 嶋 光雄	塩尻市大字広丘野村2102番地
理事	林 吾郎	塩尻市大字広丘野村682番地2
理事	三村 明一	塩尻市大字広丘野村697番地
監事	田 中 若水	塩尻市大字広丘野村2105番地
監事	髭 田 孝	塩尻市大字広丘野村2362番地

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成27年 7月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
佐久都市計画ごみ焼却場
佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び佐久市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成27年 7月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
佐久都市計画ごみ焼却場
佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び御代田町役場

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成27年 7月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
軽井沢国際親善文化観光都市建設計画ごみ焼却場
佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び軽井沢町役場

都市・まちづくり課

公告

長野県拾ヶ堰土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成27年 7月27日

長野県松本地方事務所長 池田 秀幸

理事

新任

氏名 住所
平林 栄司 安曇野市豊科2916番地2

農地整備課